

大阪市大『創造都市研究』第7巻第2号（通巻11号） 2011年12月

■ 論文 ■

1頁～17頁

## 比較都市公園法（1）

—ニューヨーク、パリ、東京の都市公園システム—

久末弥生（大阪市立大学大学院・創造都市研究科・准教授）

Comparative Law & the Urban Parks in New York, Paris, and Tokyo (1)

Yayoi HISASUE (Associate Professor, Graduate School for Creative Cities, Osaka City University)

### 【目次】

- I. はじめに
- II. 都市公園の歴史
  1. オムステッドの都市公園思想の背景
  2. セントラルパークの誕生
  3. ナポレオン3世とブローニュの森
  4. ヨセミテ州立公園の誕生—オムステッドの活躍
  5. アメリカの都市公園とフランスの都市公園の接点—ニューヨークとパリ
  6. 日本の都市公園への系譜—東京
- III. アメリカの都市公園システム
  1. セントラルパークの管理運営体制
  2. ニューヨーク市公園・レクリエーション局の規則・規制
  3. 国立公園システムとの共通点および相違点
  4. セントラルパーク再生運動とニューヨーク再生

(以上、本号)

### 【要旨】

近年、メトロポリス（主要都市）の巨大化が、都市環境の悪化や都市の画一化といった問題を世界的に引き起こしつつある。他方、まちづくり法制のキーワードである“都市のみどりの保護”という言葉が示すように、緑地保護や自然保護が最も求められるのは都市部においてである。ところでニューヨーク、パリ、東京はいずれも、都市公園政策が都市自体の良好な都市環境の確保や都市再生実現のうえで大きなはたらきを担っているメトロポリスと言える。本稿は、これら3つのメトロポリスにおける都市公園システムを比較法的観点から研究することを通じて、メトロポリスの将来への展望を探るものである。

### 【キーワード】

都市公園、メトロポリス、都市環境、自然保護、都市再生

**[abstract]**

In recent years, megacities in the world have common problems with urban environment and urban originality. Meanwhile, green conservation and nature conservation are the most needed in urban areas, especially in megacities.

In New York, the Central Park serves to keep both urban environment and urban originality. In Paris, twin forests—Bois de Boulogne and Bois de Vincennes—have important roles in natural resources management and disaster damage prevention plan. Tokyo is one of the largest cities in the world and the Hibiya Park has been played a unique role in the history of urbanization.

This article studies urban park systems in New York, Paris, and Tokyo in the frame of Comparative Law for future prospects.

**[Keywords]**

Urban Park, Metropolis, Urban Environment, Nature Conservation, Urban Renaissance

\*本文中の表記について、[ ]内は筆者が補った部分である。また、日本語表記のうち「」は法律等に明記されている用語、“ ”はそれ以外のものである。

**I. はじめに**

メトロポリス (metropolis, 主要都市) の巨大化が止まらない。人口100万を超える巨大都市 (megacity, メガシティ) の世界的な増加は、都市環境の悪化や都市の画一化を引き起こすのみならず、中小都市の相対的な縮小化を加速させている。他方、まちづくり法制の1つのキーワードとして近年は、“都市のみどりの保護”という言葉が用いられるようになってきた。この言葉が示すとおり、緑地保護や自然保護が最も求められるのは、都市部とりわけ巨大都市においてである。

巨大メトロポリスのニューヨークでは、世界で最初の本格的な景観設計に基づく都市公園であるセントラルパークが、良好な都市環境の確保のみならず、都市のアイデンティティの維持の面でも重要な役割を果たしてきた。つまり1850年代から現代に至るまで、セントラルパークがニューヨーク市民のオアシスとなってきたのである。セントラルパークはまた、都市公園政策を通じた都市再生実現のモデルにもなった。1960年代から1970年代にかけて荒廃したニューヨークは、セントラルパークを再整備することで、1980年代には見事に蘇った。

パリもまた、都市公園が大きなはたらきを担っているメトロポリスである。とりわけ、ブローニュの森やヴァンセンヌの森に代表される「森」という独自の都市公園類型が、自然資源管理や防災機能の面から注目される。

今や世界最大級の巨大メトロポリスとなった東京も、巨大都市が共通して抱える環境問題に悩まされている。2010年代に入り生物多様性概念が急速に普及する中、生物多様性さらには自然資源管理に配慮した都市構想が将来的には不可欠となるだろう。加えて、都市の防災機能を強化することが早急に求められる。こうした都市ニーズを実現する鍵が、都市公園の中に隠れている。

本稿は、ニューヨーク、パリ、東京という3つのメトロポリスにおける都市公園システムを比較法的観点から研究することを通じて、メトロポリスの将来への展望を探るものである。

**II. 都市公園の歴史****1. オムステッドの都市公園思想の背景**

1857年夏のニューヨーク、一人のアメリカ人によって現代に至る都市公園の歴史は始まった。フレデリッ

ク・ロー・オムステッド (Frederick Law Olmsted, 1822-1903) は当時35歳、ニューヨーク湾内のスタテン島 (Staten Island) にある自分の農場に帰る気がせず、何かすることを求めてニューヨークをさまよっていた。のちに、“アメリカの景観設計 (landscape architecture) の父” と呼ばれた男である。

オムステッドは1822年4月に、コネチカット州ハートフォード (Hartford) の裕福な衣料品店の長男として生まれた。家族はしばしば休暇を取って、アメリカ北東部のニューイングランド地方やニューヨーク州の景勝地で休暇を過ごした。こうした子供時代の経験が、景観を楽しむというオムステッドの価値観を育んだ。15歳の時にウルシの毒で失明の危機に遭ったオムステッドは、エール大学 (Yale University) への入学準備を断念し、フィリップス専門学校 (Phillips Academy) で3年間、土木工学 (civil engineering) を学んだ。そこでオムステッドは、のちの自身のキャリアに不可欠なしっかりとした学問の基礎を身につけた。ニューヨーク市内の衣料品店店員として働いたのち、中国への商船の練習生を務めていたオムステッドは、1844年に農場経営者として生きようと決意した。最新メソッドに従った科学的農業は社会に役立つし、医者や弁護士と同等の専門職だと彼は考えた。それから数年間、オムステッドはいくつかの農場で見習いとして働くと共に、エール大学でシリマン (Benjamin Silliman, 1779-1864) の化学講座や科学的農業講座を聴講した。父親が買ってくれたコネチカット州セイテムズヘッド (Sachem's Head) にあるオムステッドの最初の農場は、土地がやせていることがわかった。そこで1848年に父親が、スタテン島にもっと広くて肥沃な土地を買ってくれた。オムステッドはスタテン島の自分の農場でほぼ10年間、家族や友人が驚くほどのエネルギーを注ぎながら農業に没頭することになる。彼は自分の農場にシリマンの理論を効果的に応用し、すぐに自分が作った小麦やカブで賞をもらうまでになった。オムステッドはまた、土木工学で学んだ多くのことを実践に移した。自分の農場の納屋をより良い場所に移し、農場内の私道を変更し、自宅の背後にある泥穴を魅力的な澄んだ池に変えた。オムステッドのこうした活動は、彼が作る農作物の評判を凌ぐほどの大評判を呼び、他の農場からも同様の土木工事を頼まれるようになった。

1850年春にオムステッドは、肺結核の弟ジョン (John Hull Olmsted) の療養付添いと外国の農業メソッドの勉強を兼ねて、イギリスとヨーロッパ大陸を旅した。この時の紀行は1852年に、『アメリカ人農夫のイギリス散歩 (Walks and Talks of an American Farmer in England)』として出版された。この本の中でオムステッドは、社会分野と景観分野の両方を観察するという自らの能力を存分に発揮した。イギリスでリバプール (Liverpool) 郊外の新興住宅地、バーケンヘッド市 (Birkenhead) を訪れた経験は、世界で最初の“景観設計者 (landscape architect)” となるオムステッドの将来に重要な影響を与えた。バーケンヘッド滞在中、オムステッドたちは地元のパン屋の案内で、新しい公園に連れて行かれた。パクストン (Joseph Paxton) の設計で1848年に完成したばかりの125エーカー (1エーカー=約4047m<sup>2</sup>) のバーケンヘッド公園は、オムステッドにとって新たな発見だった。「民主主義の国アメリカに、この人民の公園 (People's Garden) に匹敵するものが何もなかったとは！この壮大な娯楽用のグラウンドは、完全に、無制限に、永遠に人民自身のものなのだ。極貧のイギリス人小作農が、イギリス女王と同じくらい自由に、公園全体を満喫している。それどころかバーケンヘッドのパン屋が、公園の1オーナーであることを誇りに思っている。それは実に素晴らしいことではないか」。イギリスでオムステッドは、パクストン、ブラウン (Lancelot “Capability” Brown)、レプトン (Humphrey Repton)、ナッシュ (John Nash) らが手がけた庭園を視察すると共にイギリスのごくありふれた景色を見たのだが、これらが彼の芸術の拠り所の一部となった。オムステッドはライン川を訪れたのち、フランスでナポレオン3世 (Napoléon III, 1808-1873) が指揮するパリの都市再計画を目にした。フランスでは、アルファン (Jean Alphand) やアンドレ (Edouard André) が設計を手がけた公園を視察したが、これらの経験もこのオムステッドに影響を与えた。広々とした緑の野原、生け垣、池、穏やかな霧といったイギリスの田園風景は、ほぼ生涯を通じてオムステッドを突き動かすこととなる。

アメリカに戻ったオムステッドは、スタテン島の自分の農場に前ほど打ち込まなくなった。彼は徐々に、自分のイギリス紀行を出版するための執筆活動に専念すると共に、『ニューヨーク・デイリートリビューン (New York Daily Tribune)』紙等にいくつか記事を書くようになった。1852年にオムステッドは、新創刊の

『ニューヨーク・デイリータイムズ (New York Daily Times)』紙の記者としてアメリカ南部に行くよう依頼された。当時のアメリカ奴隷州 (slave states, 南北戦争当時、奴隷制度が合法とされていた南部15州) での彼の観察は、『アメリカ人農夫のイギリス散歩』同様のジャーナリスティックな文体でまとめられ、同紙の記事として掲載されたのちに『アメリカ東海岸奴隷州紀行 (A Journey in the Seaboard Slave States)』として出版された。オムステッドは他にも、『[アメリカ南部] 山間地域紀行 (A Journey in the Back Country)』などを出版し、アメリカ南部シリーズのこれらのはすぐにベストセラーになると共に、作家としての彼の名声を確かなものとした。1855年にオムステッドは、出版社ディックス・アンド・エドワーズ (Dix and Edwards) の共同オーナーとなり、同社が定期刊行する『パトナムズマンズリーマガジン (Putnam's Monthly Magazine)』誌の編集者を兼ねることになった。スタテン島の農場を離れてニューヨーク市内のアパートに引っ越した彼は、エマソン (Ralph Waldo Emerson)、ロングフェロー (Henry Wadsworth Longfellow)、ストウ (Harriet Elizabeth Beecher Stowe) といった著名作家たちに記事をせがむことに夢中になって2年間を過ごした。1856年にはディックス・アンド・エドワーズ社の代表として再びイギリスを訪れたオムステッドだったが、翌年8月に同社は倒産してしまった。ここから、オムステッドの新たな人生が始まる。

## 2. セントラルパークの誕生

19世紀半ばのニューヨークは、コレラが大流行するなど衛生面で問題があったのみならず、人口増加が止まらない密集市街地だった。1840年代半ば、アメリカでは『ニューヨーク・イブニングポスト (New York Evening Post)』紙の編集長で詩人のブライアント (William Cullen Bryant) や造園技師のダウニング (Andrew Jackson Downing)、作家のアービング (Washington Irving) らによって、大規模な公園の新設を求める運動が高まっていた。公園新設運動は政治問題となり、ニューヨーク市では広大な公園を設立しようというキャンペーンが数年間にわたって行われた。1851年4月のニューヨーク市長選挙では、公園新設支持者のキングズランド (Ambros C. Kingsland) が当選し、新市長は公園新設に向けてただちに動き出した。当時のニューヨーク市とニューヨーク州の間には政治的対立があったものの、ニューヨーク州議会 (New York State Legislature) は同年、[セントラルパーク] 第一公園法 (First Park Act) を通過させてニューヨーク市による公園用地の取得を認めた。1853年には、土地評価のための委員会が設置されると共に、[セントラルパーク] 修正公園法 (Amended Park Act) の州議会通過により、59丁目から106丁目までというセントラルパークの位置が決定した (1863年に現在の110丁目まで拡大された)。1856年5月、ニューヨーク州議会は公園事業検討のための委員会 (Central Park Commissioners, 以下「セントラルパーク委員会」と呼ぶ) を設置し、翌夏までにアービングを初代委員長とする9名の委員を任命した。マンハッタン中央部の770エーカーのやせた土地は、測量技師のヴィエル (Egbert Viele) によって調査が請け負われ、あとは土地をきれいにして公園を建設すると共に公園の治安管理を担当することができる監督者 (superintendent) を待つだけの状態だった。セントラルパーク委員会メンバーのエリオット (Charles Wyllis Elliott) がオムステッドに応募を勧め、詩人・ジャーナリストのブライアント (William Cullen Bryant)、植物学者のグレイ (Asa Gray)、作家のアービングらによる推薦署名を手に入れることができたオムステッドは、数名の他の有力なライバルたちを抑えて、新設のセントラルパークの監督者という役職を勝ち取った。年収1500ドルと給料こそ少なかったが、オムステッドは新しい仕事に没頭するようになった。公園用地は大部分が岩場か沼地で、豚小屋、食肉解体処理場、骨の煮沸作業場、不法占拠者小屋が乱立し、獲物を求めて野生のヤギが徘徊する、不気味な荒涼とした土地だった。1857年はニューヨークが大規模な失業パニックに襲われた年だったため、できるだけ多くの労働者を雇うようにという猛烈な圧力の下、オムステッドは労働者900名の雇用を引き受けざるを得なかった。同年11月に弟ジョンが亡くなると、オムステッドはセントラルパークの仕事に一層没頭し、過労の徴候を示すようになった。

ところでセントラルパークの設計図としては、ヴィエルが自己費用で作成したものが1856年に公式に採用されていたが、セントラルパーク委員たちはその設計図に実際は満足していなかった。そこでセントラルパ

ーク委員会は、コンペ（設計競技会）の開催を発表した。イギリス生れの建築家ボークス（Calvert Vaux, 1824-1895）がオムステッドに共同参加を持ち掛けたが、オムステッドは上司のヴィエルに遠慮していた。しかし、オムステッドを本気のライバルとみなしていなかったヴィエルは、共同参加を促した。オムステッドとボークスは夜間や日曜日にコンペ用の設計を練り、彼らの共同設計図“芝生（Greensward）”が、1858年4月の審査で優勝した。“芝生”は、ほぼ設計図どおりに実現され、セントラルパークが誕生した。セントラルパークの景観設計上の特色は、次のとおりである。

- マンハッタンの番街システムの長方形の基盤格子から取得されたため、公園用地が完全に長方形かつ長い。
- 全部で143エーカーになる2つのため池が、公園を実質的に2つに分けている。
- 通常の都市交通を維持するために、4本の公園横断道路が通っている。また、徒歩・乗馬・馬車という3つのタイプの園内交通について、同一平面では互いに交差ししない3つの全く異なる交通循環パターンを設計することで、衝突事故の危険が回避されている。これらの道路は、アーチや堀割を巧みに用いることで実現されている。
- 都市の住民が都会生活の光景や音を忘れて元気を回復できるように、また自然の広大な景色を楽しめるように、公園境界をこんもりと植林することで周囲のビルの光景を遮り、ため池を植林で隠し、幹線道路が離されている。
- 公園の南部分は田園様式、ほとんどが岩場だった公園の北部分は、よりこんもりと植林されている。
- わざと公園中心部から離れた場所に、ショッピングモールが配置されている。このモールは、流行面や社交面を考慮して計画された。

1858年5月にセントラルパーク委員会は、オムステッドのポストをチーフ設計者（architect in chief）に変更したうえで、彼の給料を年収2500ドルに引き上げた。同時に、チーフ技師（engineer in chief）というヴィエルのポストは廃止された。公式にセントラルパークを追われることになったヴィエルは、自分が作成したセントラルパークの設計図への報酬が支払われていないいうえに、それがオムステッドとボークスによってコピーされたと主張して、委員たちを訴えた。同年夏にセントラルパークの建設が始まると、4000名もの労働者を監督するオムステッドの職務負担は増大した。同時期には私生活でも、弟ジョンの未亡人メアリー（Mary Perkins）と結婚し、彼女の3人の連れ子の養父となったオムステッドの責任は重くなっていた。1858年夏の終わりに、オムステッドは病に倒れた。長期休暇をもらった彼は、その年の秋をイギリスで過ごしたのち、パリの公園の視察に向かった。

### 3. ナポレオン3世とブローニュの森

1852年12月2日、フランスではナポレオン3世（Napoléon III, 本名Charles Louis Napoléon Bonaparte, 1808-1873）による第二帝政（1852-1870）が始まった。翌1853年から第二帝政が崩壊する1870年まで、ナポレオン3世はパリを舞台に大規模な都市改造にのめり込んでいく。現代のパリの姿は、ナポレオン3世によってつくられたものであると言っても過言ではない。パリ大改造に対する彼の執念は、第二共和政（1848-1852）下でフランス初代大統領だった頃から既に明白だった。もっとも、第二共和政当時のパリの危機的な財政状態を憂慮するセーヌ県知事たちが抵抗し、パリ大改造は実現しなかった。

1853年6月にナポレオン3世は、第二共和政当初から自分の支持者だったオスマン男爵（Georges-Eugène Haussmann, 1809-1891）をセーヌ県知事に任命した。こうして同年7月、ナポレオン3世とオスマンによるパリ大改造が始まった。ナポレオン3世が失脚してオスマン知事が辞任する1870年までの17年間、パリにおける“オスマン時代”の幕開けである。ガーデニングが趣味で造園学に造詣が深かったナポレオン3世の夢は、ブローニュの森（Bois de Boulogne）をロンドンのハイドパーク（Hyde Park）やリージェントパーク（Regent's Park）のような美しい公園にすることだった。ブローニュの森を整備するよう命を受けたオスマンは、理工科学校（École polytechnique）卒のエリート官僚だった造園技師アルファン（Jean-Charles

Adolphe Alphand, 1817-1891) に、実務面を託した。アルファンはオスマンの部下として、プロムナードおよび植樹局 (Service des Promenades et Plantation) の局長に任命された。公園としての整備を条件に、1852年にナポレオン3世によって国からパリ市へ委譲された国有地だったブローニュの森は、4年間に200万フランという整備予算の下、最終的には隣接するバガテル庭園 (Jardin de Bagatelle) やロンシャン (Longchamps) エリアを含む863ヘクタールの広大な森林公園へと生まれ変わる。もともとはグランド・カスケード (Grande Cascade, 大滝) のところまでしかなかった森をセーヌ川 (Seine) に達するよう植林し、さらにロンシャン競馬場 (Hippodrome de Longchamp) を建設することで公園の維持管理費用を捻出することに成功したのも、オスマンとアルファンの功績だった。ブローニュの森の総工費は1430万フランに達したが、公園沿いのニューイ (Neuilly) の土地を売却することで1090万フランを獲得し、第二帝政政府の補助金も得ていたパリの実際の負担額は、340万フランにとどまった。1853年に本格的な整備が始まり1858年にほぼ完成したブローニュの森を、オムステッドが訪れたのは1859年のことである。この時、彼はパリでアルファンに会っている。セントラルパークのコンペの開催が決まる前は、セントラルパーク委員会が設計図を依頼しようとしていたとも噂されるアルファンは当時42歳、オムステッドは37歳、フランスとアメリカ、それぞれの国の都市公園の礎を築いた両者の人生がここで交叉する。パリで過ごした数年間、オムステッドはナポレオン3世、オスマン、アルファンが進めるパリ大改造を見ていたに違いない。アルファンはのちに、『パリのプロムナード (Les Promenades de Paris)』という大著を出版し、造園界の大家となっていく。

パリ大改造は予算との関係で3期に区分されるが、ブローニュの森を都市公園として整備したことは、第1期改造の最大の成果となった。第2期改造では、ブローニュの森と言わば双子の関係にあるヴァンセンヌの森 (Bois de Vincennes) が都市公園として1858年から整備されたほか、1861年にはモンソー公園 (Parc Monceau) が設立された。第3期改造では、1864年から1867年にかけてビュット・ショーモン公園 (Parc des Buttes Chaumont) が都市公園として整備・設立されたほか、モンソー公園 (Parc Montsouris) の設立準備が進められた。シャンゼリゼ大通り (Avenue des Champs-Élysées) に代表される並木道、パリ・オペラ座 (Palais Garnier) やルーヴル宮 (Palais du Louvre) といった公共の建物、広場、上下水道をはじめとするインフラ等の整備を包括する大規模な都市改造事業であるパリ大改造において、森の整備と都市公園の設立は最優先に置かれた。その背景としてナポレオン3世が、ブローニュの森を左肺、ヴァンセンヌの森を右肺とみなすなど、パリ大改造を人体モデルにならって放射状に捉えていたということも指摘されている。

#### 4. ヨセミテ州立公園の誕生—オムステッドの活躍

すっかり元気になってヨーロッパから戻ったオムステッドは、ボークスと共同でセントラルパークの仕事再開した。しかし南北戦争 (Civil War, 1861-1865) が始まると、景観設計者としてのオムステッドのキャリアは中断された。1861年に合衆国衛生委員会 (United States Sanitary Commission) の満場一致決定で、オムステッドは同委員会の行政長官 (executive secretary) に任命されたのである。アメリカ赤十字 (American Red Cross) の前身である同委員会では2年間にわたって、オムステッドは病院搬送を指揮すると共に大勢の人々の活動の調整を行った。この間、彼はセントラルパークの仕事については休暇をもらい、ボークスとオーストリア人の造園技師ピラット (Ignaz Pilat) がオムステッドの代理を務めていた。だが1863年2月、政治的圧力により、オムステッドとボークスは辞職に追い込まれてしまった。失意のオムステッドは、同年秋にカリフォルニアのマリボサ (Mariposa) へ旅に出た。依然としてディックス・アンド・エドワーズ社倒産による借金状態だった彼は、シエラネバダ (Sierra Nevada) の丘陵地帯にあるマリボサ採鉱社 (Mariposa Mining Company) の住み込み支配人として一山当てようと考えたのである。

新天地でオムステッドは、ヨセミテ渓谷 (Yosemite Valley) および隣接するマリボサの巨木群 (Mariposa Big Tree Grove) を公的な保留地として取っておくことを目指して奮闘し、当時の上流階級の紳士たちを中心に世論を動かした。1864年にリンカーン大統領 (Abraham Lincoln, 1809-1865) はヨセミテ州立公園

(Yosemite Park) の設立を認可し、ヨセミテ渓谷とマリボサの巨木群を連邦政府から譲渡されたカリフォルニア州政府はヨセミテ委員会 (Yosemite Commission) を発足させた。カリフォルニア州知事によって同委員会の8名のメンバーに任命され、同委員会の委員長に選出されたオムステッドは、ヨセミテ渓谷の保護を強く呼びかける『ヨセミテ報告書 (Yosemite Report)』を書いたが、同報告書は他の委員の妨害により発禁となった。1865年にマリボサ採鉱社が倒産してしまったため、オムステッドは程なくカリフォルニアを離れることになる。しかし、ヨセミテ国立公園 (Yosemite National Park, 1890年設立) の前身であるヨセミテ州立公園こそが実質的に世界最初の国立公園と考えられていることから、都市公園システムのみならず国立公園システムにも大きな影響を与えたという意味で、カリフォルニア滞在2年間のオムステッドの活躍は高く評価されている。

“セントラルパークの景観設計者 (landscape architect) として、ボークスと一緒に帰ってきてほしい”とセントラルパーク委員会に頼まれたオムステッドは、ボークスによる数か月間にわたる説得後ニューヨークに戻り、1865年6月に再び景観設計者に任命された。1872年にパートナーシップを解消するまで、オムステッドとボークスは共同で、セントラルパーク、フランクリン公園 (Franklin Park)、プロスペクト公園 (Prospect Park) といういわゆる“オムステッドの3つの偉業 (great triad of Olmsted's works)”に加えて、パレードグラウンド (Parade Ground)、フォートグリーン公園 (Fort Greene Park)、トムキンズ公園 (Tompkins Park)、モーニングサイド公園 (Morningside Park)、リバーサイド公園 (Riverside Park) 等のニューヨークの小規模な公園の設計を次々と手がけていった。ボークスとのパートナーシップ解消後、1873年に不況が始まったとしても、オムステッドは多くの新規の仕事の依頼を受けた。しかし、ニューヨーク公園局 (New York Park Department) をコントロールする政治家たちから嫌がらせを受け、再び健康を害したオムステッドが、1877年末に翌年当初3か月間の休暇を申し込んだのを契機に、セントラルパーク委員会は景観設計者という彼のポストを廃止した。“セントラルパークは完璧なので、ニューヨークは景観設計者をもはや必要としない”というのが、委員たちの意見だった。打ちのめされたオムステッドは徐々にニューヨークよりもボストンでの仕事に集中するようになり、1883年にはニューヨークからボストン郊外のブルックライン (Brookline) に自宅兼オフィスを移し、そこに永住することとなった。

## 5. アメリカの都市公園とフランスの都市公園の接点—ニューヨークとパリ

オムステッドの都市公園思想の本質は、『ヨセミテ報告書』の中で明言されている。すなわち、自然美 (natural beauty) へのアクセスを国民 (body of the people) に保証することは民主主義社会の責務であり、公園は「樹木と土に姿を変えた民主主義 (democracy into trees and dirt)」の具現である、というのが彼の信条だった。オムステッドの景観設計の根底には常に、1850年に彼が初めてイギリスを訪れた際に大きなインスピレーションを受けた、バーケンヘッド公園の景色をはじめとするイギリスの田園風景への憧憬があった。オムステッドはまた、ナポレオン3世、オスマン、アルファンが進めたパリ大改造の影響を少なからず受けていたと考えられるが、フランスの都市公園を現代のかたちに整備したこの3人も、イギリスの田園風景を愛するフランス人だった。とりわけナポレオン3世はイギリス最良で知られるが、そのきっかけは、1831年に若き日の彼すなわち通称ルイ・ナポレオン (Louis Napoléon) の時代に初めてロンドンを訪れた際にハイドパークやリージェントパークの美しさに感銘を受けたことにあると言われている。実際、ナポレオン3世が整備を命じた都市公園には、当時のフランスでは珍しかったイギリス庭園 (Jardin Anglais) を取り入れたものが非常に多い。パリの双子の森、ブローニュの森とヴァンセンヌの森は当初からハイドパークやリージェントパークを強く意識して整備されたものであるし、モンソー公園、ビュット・ショーモン公園、モンスーリ公園はいずれも、公園全体がイギリス庭園のかたちに整備されている。

こうして見てくると、ニューヨークの公園とパリの公園、ひいてはアメリカの都市公園とフランスの都市公園は共に、イギリスの“絵画様式 (picturesque)”の田園風景をルーツとする点で重なる。さらに19世紀後半には、イギリスの“庭園様式 (gardenesque)”の影響を受けて、両国における景観設計も次第に繊細か

つ綿密なものとなっていった。イギリスが両国に与えた影響は、公園の景色にとどまらず、都市公園の整備費用の調達手法にまで及んだ。公園用地の周辺に宅地を造成したうえで宅地や住宅の販売利益で公園の整備費用を賄う、あるいは公園用地の周辺に受益者エリアを設けて整備費用を徴収するという手法が、セントラルパークやブローニュの森でも応用された。イギリスの田園風景をルーツに、19世紀半ばのアメリカとフランスで本格的な整備が始まった都市公園は、世界で最初の景観設計者オムステッドの確固たる都市公園思想に支えられながら、現代の姿に整えられていったと言えるだろう。

## 6. 日本の都市公園への系譜—東京

1860年5月4日、江戸幕府最初の遣外使節団メンバーだった正使、新見豊前守と従臣数名がニューヨークのセントラルパークを訪れた。日本人が海外の都市公園を公式に視察した、最初の例である。時は第14代將軍徳川家茂年間(1858-1866)、1858年の開国から間もなくのことだった。1862年には遣欧使節の竹内下野守一行が、パリのブローニュの森とロンドンのリージェントパークを訪れた。1865年には柴田日向守一行も、ブローニュの森とリージェントパークを訪れた。ナポレオン3世の招きにより1867年にパリ万国博覧会のために渡欧した徳川昭武(第15代將軍徳川慶喜の美弟)一行は、ブローニュの森とビュット・ショーモン公園を視察しているが、これら幕末の一連の使節団の見聞記には「公園」の語はまだ登場しない。

都市公園という概念が日本で本格的に定着するのは、明治時代(1868-1912)以降のことである。維新政府最大の遣外使節団を率いる特命全権大使、岩倉具視は、ブローニュの森とビュット・ショーモン公園を社会学的な観点から比較するなど、都市公園概念を理解しようと精力的に努めた。他方、居留地の欧米外国人たちによる公園設立要求の動きが高まり、明治10年(1878年)ごろには「公園」の語および都市公園概念がかなり広まりつつあった。明治6年(1874年)に出された公園に関する太政官布告が、日本で最初の本格



ブローニュの森(ドーフィーヌ門)



ブローニュの森



ブローニュの森(ロンシャン競馬場付近)



ブローニュの森(アンフェリウール湖)

的な都市公園である日比谷公園の開園として結実するのは明治36年（1904年）のことで、30年間の手探りの準備期間を要する一大事業となった。

こうした歴史的背景から、日比谷公園がニューヨークの公園やパリの公園の影響を強く受けていることは言うまでもない。日比谷公園はその後、日本各地の欧米様式の都市公園のモデルとなったのみならず、日本の首都である東京の近代都市ぶりを世界にアピールするという一種の象徴的な役割も担った。近代社会において先進国として認められるためには不可欠な、欧米様式の近代都市的要素の一環として、首都東京が日比谷公園を擁することには重要な意味があったと考えられる。

### Ⅲ. アメリカの都市公園システム

アメリカには、連邦レベル（国レベル）の都市公園法制が存在しない。各都市公園の管理は、管轄する州（state）、郡（county）、市町村等の定めに従って行われる。本節では、セントラルパークを素材に、アメリカの都市公園システムを検討していく。

#### 1. セントラルパークの管理運営体制

最初のセントラルパーク関連法制、1851年の〔セントラルパーク〕第一公園法（First Park Act）と1853年の〔セントラルパーク〕修正公園法（Amended Park Act）は共にニューヨーク州法であり、これらの法が公園用地の取得やセントラルパークの位置決定を可能にした。

現在、セントラルパークはニューヨーク市公園・レクリエーション局（City of New York, Parks & Recreation, 以下「公園局」と呼ぶ）の管轄下であり、同局の2000年版の規則・規制（Rules & Regulations, 2000 Edition）がセントラルパークを含むニューヨーク市内の公園管理に関する主な規定となる。セントラルパークについてはさらに、1980年に設立されたセントラルパーク管理財団（Central Park Conservancy, Inc., 以下「管理財団」と呼ぶ）というニューヨーク市公認の民間団体が公園管理において重要な役割を担う。管理財団の使命声明（Mission Statement）によると、

「管理財団の使命は、現在および将来の世代の享受のために、公共団体と協働でセントラルパークを修復し、管理運営し、高めることである。

管理財団は一環境の素晴らしさを重要視しながらすべてのニューヨーク市民が享受するオープンスペースの質を良くするために、世界に通用する公園管理の基準を定めかつ原則を広めるすぐれた団体を設立することを希求する。

管理財団は、将来世代のセントラルパーク利用者たちに遺産を与えるために、この運営モデルを維持することを委ねられている。」

1998年に公園局と管理財団は、当時で18年間にわたる公私協働（public-private partnership）関係を公式なものとする管理運営協定（management agreement）にサインした。この関係は2006年に再確認されると同時に、同協定がさらに8年間更新された。現在、管理財団がセントラルパークの整備運営職員（maintenance operations staff）の80%を雇うと共に、セントラルパークの年間予算3740万ドルのうち85%相当を同財団の寄付金募集や投資による収入で賄っている。公園局は管理財団の提供業務に対して年間報酬を支払うほか、照明やセントラルパークドライブ道（Park drives）の整備、法律などの施行に資金提供する。同局が公園政策のコントロールを維持し、セントラルパーク内のすべての使用許可（user permits）やイベントについて裁量を有し、現場の職員の20%を提供している。このように、セントラルパークにおける公園局と管理財団の公私協働関係は密接である。

#### 2. ニューヨーク市公園・レクリエーション局の規則・規制

セントラルパークを含むニューヨーク市内の公園は、公園局の規則・規制に従って管理されている。そこ

で、現行法である2000年版の規則・規制 (Rules & Regulations, 2000 Edition) の概要を、公園管理にとって最も重要と思われる1条 (§ 1-01~ § 1-08) の規定を中心に見ていきたい。

## 「公園の利用

### 1-01条 規則の構造および範囲；適用除外

#### a. 構造

本法規則は、次のように解釈されなければならない：

1. 単数形の文言は、複数形の文言を含む。
2. 男性形の文言は、女性形や中性形の文言を含む。
3. 行為に関する規則・規制は、[次のもの] に及ぶ：当該行為の直接的あるいは間接的な、原因行為、誘発行為、教唆・幫助行為；未成年者の子供に、当該行為を許すこと。
4. 本法規定は、公園局との協定の文言を適切にかつやむなく履行する際に、同局の公務員や従業員あるいは彼らの代理人や従業員が職務中にやむなく履行する行為を、違法としてはならない。
5. 本法規則は、市、州、連邦のすべての法・条例に加えられかつ補う。

#### b. 地域的範囲

規則は、ニューヨーク市憲章21章 (Chapter 21 of the New York City Charter) で定義されるように、公園局長の管轄下にあるすべての地域において有効でなければならない。

#### c. 適用除外 (Variance)

本法規則によってのみ禁止される行為や活動は、公園局が出す適用除外の文言や要件を厳格に遵守して行われる場合には、適法とされなければならない。同局は、規則を実施する方法として、申込者によって引き起こされるのではない重大な事実上の困難あるいは必要以上の困難がある場合に、適用除外を出してもよい。また、同局の管轄下にある財産の長所や実用性が適用除外の文言や要件を遵守することによって保存されるかもしれない場合に、適用除外を出してもよい。

### 1-02条 定義

#### 公認海水浴場 (Authorized Bathing Beaches)

「公認海水浴場」とは、衛生当局 (the Health authorities) による承認 (approval) 後に、公園局によってそのように指定されたものである。

#### 海水浴エリア (Bathing Area)

「海水浴エリア」とは、公園局長の管轄下にあるニューヨーク市沿岸の海洋、湾、河川の海水浴場から1000フィート内に隣接する水域・水没地を含む、海水浴場利用のために維持されるエリアを意味する。

#### 自転車 (Bicycle)

「自転車」とは、2つか3つの車輪の付いた1名か複数の人が乗る、ベルト、チェーン、ギアを通じて人力で前進し、車輪が縦に並んでいるか三輪車である乗り物を意味する。ただ、硬いタイヤの付いた乗り物や、ティーンエージャー前の子供が歩道でのみ使うことを意図したものを含んではならない。

#### 遊歩道 (Boardwalk)

「遊歩道」とは、徒歩者のために整備された海岸地区の散歩道 (waterfront promenade) を意味する。

#### 局長 (Commissioner)

「局長」とは、[ニューヨーク市] 公園・レクリエーション局の局長あるいは後任行政機関のチーフ行政官を意味する。

#### 局 (Department)

「局」とは、ニューヨーク市公園・レクリエーション局あるいは後任行政機関のことをいう。

#### デモ (Demonstration)

「デモ」とは、20名以上の人々が参加するか20名に満たない人々が参加する、特別な場所を予約すること

が求められる、見解や不満の表現を含む集会、集団、抗議、集結、行進、徹夜を含むが [それらに] 限られない団体活動を意味する。

#### 投げ捨て (Dumping)

「投げ捨て」とは、総量 1 立方ヤード以上のごみを、許可を得ずに処分することをいう。

#### イベント (Event)

「イベント」とは、デモと特別イベント (Special Events) の両方をいう。

#### 表現物 (Expressive Matter)

「表現物」とは、新聞、本、著作のように表現的内容をもつ資料や物、または絵画、印刷物、写真、彫刻のような視覚芸術を意味する。

#### ごみ捨て (Littering)

「ごみ捨て」とは、総量 1 立方ヤードに満たないごみを、許可を得ずに処分することをいう。

#### 自動車類 (Motor Vehicle)

「自動車類」とは、自動車、オートバイ、原付き自転車 (モペッド)、モーターで前進する他の乗り物をいう。

#### 所有者 (Owner)

「所有者」とは、動物、乗り物、他の人的財産を所有、運転、利用、コントロールしている者をいう。

#### 公園 (Park)

「公園」とは、公共公園 (public parks)、海岸、水域・水没地、プール、遊歩道、運動場、レクリエーションセンター、さらに現在あるいは将来において公園局の管轄、責任、コントロール下にある他の財産、設備、建物、施設を意味する。

#### 公園歩道 (Park path)

「公園歩道」とは、局長によってサイクリングコースに指定された道を含んではならないという条件の下、緊急車や公園局車による起こりうる利用を除いて車類の交通のためには使われない、公園を通るあるいは公園内の道路、歩道、小道を意味する。

#### 公園道路 (Park Road)

「公園道路」とは、公園を通るあるいは公園内の道路で、車類の交通のために使われるものを意味する。

#### 公園標識 (Park Sign)

「公園標識」とは、公園局によって適切に公示された貼り紙、掲示、標識を意味する。

#### 公園通り (Park Street)

「公園通り」とは、公園に隣接するすべての通りの幅いっばいを意味する。

#### 乗客用三輪自転車 (Pedicab)

「乗客用三輪自転車」とは、本節で定義される自転車、あるいは乗客を運ぶために設計され組み立てられた他の乗り物を意味する。人力のみで前進し、乗客を運んで運賃をもらう。

#### 許可 (Permit)

「許可」とは、別に明記されていない限り、公園や公園通りで特定の行為を許すという、特定の特権について局長によってあるいは局長権限に基づいて出される書面の許可証 (written authorization) を意味する。

#### 人 (Person)

「人」とは、自然人、法人、会、組織、会社、社団、企業、組合、他の法主体を意味する。

#### 警察官 (Police Officer)

「警察官」とは、ニューヨーク市警察局 (Police Department of the City of New York) のメンバーと、警察局によって任命され宣誓し、[警察] 局長に所属したパトロール警官である他市の公務員をいう。

#### 規則 (Rules)

「規則」とは、別に明記されていない限り、ニューヨーク市憲章21章533(a)条 (§ 533(a) of Chapter 21 of

the New York City Charter) 以下で定められ、ニューヨーク市憲章45章 (Chapter 45 of the New York City Charter) の掲示、刊行物、公式記録要件を遵守して公布される規則をいう。

#### 性的活動 (Sexual Activity)

「性的活動」とは、個人の性的欲望を満たす目的で、露出された個人の性的なものや他の個人的な部分に触れることを意味する。

#### 音声再生装置 (Sound Reproduction Device)

「音声再生装置」とは、ラジオ受信機、蓄音機、テレビ受信機、楽器、テープレコーダー、カセットやディスクのプレーヤー、スピーカー装置やシステム、音声アンプを含むが、[それらに] 限られない。

#### 特別イベント (Special Event)

「特別イベント」とは、20名以上の人々が参加するか20名に満たない人々が参加する、特別な場所を予約することが求められる、パフォーマンス、集会、集団、コンテスト、展覧会、式典、パレード、運動競技会、朗読会、ピクニックを含むが [それらに] 限られない団体活動を意味する。特別イベントは、ビジターや観光客による普段の公園利用を含めて考えてはならない。

### 1-03条 一般規定

#### a. 開園時間

1. 午前6時から午前1時まで。……
2. ……
3. ……

#### b. 許可 (Permits)

1. 本法規則の規定が行為や活動の要件として許可を求める場合には、そのような行為や活動は、局長が局長権限を与えられた代理人から書面の許可証を受領するまで実行されてはならない。
2. 許可は、局長が当然強いなければならない文言や要件に基づいて与えられるだろうし、文言や要件を厳格に遵守して行われる限りにおいてのみ、許可された行為や活動を正当としなければならない。
3. 許可は、公園局によって準備され規定された形式に対応しなければならない。その形式とは、同局が許可申請の審査や評価にとって適切とみなすような情報を求めるものでなければならない。特別イベントやデモの許可発行手続は、公園局規則2-08条で定められる。局長は、許可発行手数料を求めてもよい。
4. 局長は、許可についての文言や要件を完全に遵守することを保証するための十分な量の証書を郵送するよう許可者 (permittee) に求めてもよい。証書を求めるかどうかの判断は、次の要素に基づく：
  - i. イベントの場所および損害に対するその場所の脆弱性、
  - ii. イベントやイベントに関連する活動が、財産損害の高いリスクを示しているかどうか、
  - iii. 出席が予想される人数、
  - iv. その場所に持ち出される装置のタイプ、
  - v. 許可者がその場所を使用することになる日数、
  - vi. イベントが行われる季節。
5. 局長は、「公園局およびニューヨーク市」の名を追加の被保険者として挙げる、イベントのための個人責任保険に加入するよう許可者に求めてもよい。保険を求めるかどうかの判断は、次の要素に基づく：
  - i. 特別イベントや特別イベントの一部に含まれる活動が、個人の傷害や財産損害のリスクを示しているかどうか、
  - ii. 特別イベントが、食べ物の販売を含むかどうか、
  - iii. 特別イベントが、2000名以上の参加者、あるいはその場所の規模のわりに大人数の参加者を含むかどうか、
  - iv. 特別イベントが、重装備の輸送や設置、あるいは舞台や他の仮の建造物の設置を含むかどうか。
6. [次] の場合を除いて、許可が求められる活動を実行してはならない

- i. そのような許可が発行されている、
  - ii. そのような許可のすべての文言や要件が遵守されてきたか遵守されている、
  - iii. 警官や公園局の公務員たちによる検査に応じることができるように、許可がイベントで所持されている。
7. 許可の文言や要件を遵守しないと、本法規則違反となる。もし、許可の満了あるいは終了時に、許可者が許可の文言や要件を遵守してこなかった、あるいは法、条令、制定法、規則に違反してきたと判断されれば、次の規則が適用されなければならない：
- i. 許可者の実行の安全に関して公園局によって提供された証書は、そのような作為、不作為、違反によって引き起こされた損害を改善する、あるいは〔ニューヨーク〕市に補償するのに必要な限りにおいて、同市によって没収・保留されなければならない、
  - ii. そのような文言や要件、あるいは法、条令、制定法、規則の規定に違反してきた許可者、共に違反した者、代理人や従業員は、そのような損害を正すあるいは〔ニューヨーク〕市に補償するのに必要な追加的金銭について共同かつ各自で責任を負わなければならない、
  - iii. 安全〔に関する証書〕の没収も支払いもそのような損害の回復も、法、条令、規則の違反から生じる民事・刑事の責任を認めることを、いかなる方法においても軽減してはならない。
- c. 警官、都市公園レンジャー（Urban Park Rangers）、公園巡回実施職員（Parks Enforcement Patrol Officers）、他の公園局従業員、あるいは公園標識**
1. 身振りその他によって示唆される、警官、都市公園レンジャー、公園巡回実施職員、他の公園局従業員の適法な指示や命令を遵守しなかったり、無視したり、拒絶してはならない。
  2. そのような標識が警官あるいは示された局〔＝公園局〕従業員による命令を軽視するかもしれない場合を除いて、公園標識で示されたあるいは見える、書かれたあるいは印刷された指図、指示、規制、警告、禁止を遵守しないことは許されない。

#### 1-04条 禁止される利用

- 財産や設備の破壊や濫用
- 樹木、植物、花、低木、草の破壊や濫用
- ごみ捨て、汚染、ごみ投棄、管理されていない財産〔の放置〕
- ガラスに関する制約
- 飛行
- 爆発物、小火器、武器
- 公園動物の虐待
- マリファナ、規制薬物
- 動物をコントロールしないこと
- 動物の排泄物のコントロールや除去
- 公園内での排尿・排便
- 風紀を乱すふるまい
- 違法目的でぶらつくこと
- 違法な露出
- 着席エリアの妨害
- 違法なキャンプ
- 違法な嘔吐
- 噴水、プール、水の非衛生的な利用
- 違法な客引き

**1-05条 規制される利用**

- 集団、集会、展覧会
- 違法な自動販売機
- 掲示や標識を違法に公示すること
- 騒音、楽器、音声再生装置
- 商業映画を許可なく上演すること
- アルコール飲料
- 海岸、遊歩道、プール
- 魚釣り
- サイクリング
- ボート漕ぎ
- 違法な水上活動
- 植え付け
- 違法な火気
- 自動車類の違法な運転や駐車
- 公園財産を許可なく建設すること
- 許可なく採掘すること
- 乗馬
- エリア利用制限に従わないこと
- 専用エリア；子供運動場、シニア市民エリア、ドッグラン
- 製品や物を許可なく配布、実物宣伝すること
- ローラーブレードやローラースケート

**1-06条 手数料 (Fees)**

……

**1-07条 制裁金 (Penalties)**

……

**1-08条 可分条項 (Severability)**

……

**許可および手数料のスケジュール**

2-01条から2-16条まで。

**西79丁目のボート池 (Boat Basin)、シープシェッド湾棧橋 (Sheepshead Bay Piers)、万国博覧会マリナー (World's Fair Marina) の管理規則**

3-01条から3-23条まで。

**公園局の管轄下にある係留場の管理規則**

4-01条から4-16(b)条まで。

**樹木植え替えの管理規則**

5-01条から5-03条まで。

**庭いじり庭園 (Green Thumb Gardens)**

6-01条から6-08条まで。

……」

2009年9月に公園局は、セントラルパークの大芝生 (Great Lawn) での大規模イベントに関する現行規則を成文で修正する旨を公式に発表した。この点に関する現行規則の詳細な検討は、大芝生検討委員会

(Great Lawn Study Committee) という特別諮問委員会によって2008年度を通じて行われたが、同委員会はセントラルパーク管理財団メンバーによって2008年1月から3月にかけて結成されたものだった。2009年7月に大芝生検討委員会は、『大芝生報告書—国民利用、整備、修理 (A Report on the Great Lawn: Its Public Use, Maintenance, and Repair)』と題する報告書をニューヨーク市およびセントラルパーク管理財団に提出し、同報告書の中で提案されているいくつかの勧告 (recommendation) を公園局が採用した。ここでも、セントラルパークにおける公園局と大芝生検討委員会ひいてはセントラルパーク管理財団の密接な公私協働関係が見取れる。

大芝生検討委員会は同報告書の中で、セントラルパークの大芝生での大規模イベントに関する現行規則を正当と認めたとうえで、6つの疑問に答えるかたちで勧告を提案した。公園局はこれらの勧告のうち特に3つの内容について、意見が一致するとして採用を決めた。その概要は、次のとおりである。

- タートルポンド芝生エリア (Turtle Pond lawn area) に5000名の収容能力があると共に楕円形の大芝生 (Great Lawn) に5万名の収容能力があるとする勧告と、意見が一致する。さらに公園局としては、大芝生での最近のイベントからすると、楕円形の大芝生の東西の小さな芝生区画に5000名以上が流れ込むことが可能なので、総計6万名の収容能力があると考えられる。
- 大芝生での大規模イベントを1つ追加することが可能であるという勧告に同意するし、追加のイベントは9月15日から10月1日までの枠内で許可するつもりである。秋はイベントの人気シーズンであるし、芝生への損害リスクやスポーツイベントにともなう混乱が春よりも著しく少ないからである。
- イベントの取消決定に関する情報をもっと提供すべきという勧告を、採用するつもりである。そうした情報は、稲妻、降雨 (予想される降雨、現時の降雨、次第に強まる降雨を含む) の可能性、土壌の湿潤レベル、他の芝土や野原の状態を含むことになる。

これらの修正を通じて公園局は、

「[ニューヨーク]市の最も大切なスポーツ空間かつおとなしいタイプのレクリエーション空間の1つを保存しつつ (preserving)、音楽パフォーマンスやデモといった大規模イベントの収容能力を高めることができる。」

と発表した。このように、公園局が大規模イベントのためにセントラルパークを活用することに積極的である一方、セントラルパーク管理財団は利益と倫理政策の対立に関する受託者委員会 (Board of Trustees Conflict of Interests and Ethics Policy) を結成し、管理財団の設立目的に照らして、セントラルパークの利用にともなう金銭的な利益対立を牽制する役割を担っている。

### 3. 国立公園システムとの共通点および相違点

都市公園のルーツであるセントラルパークと国立公園のルーツであるヨセミテ州立公園 (のちのヨセミテ国立公園) の設立にはいずれも、オムステッドの都市公園思想が大きく影響していることは先に述べた。したがって、都市公園システムと国立公園システムはいずれも、“自然美へのアクセスを国民に保証することは民主主義社会の責務であり、公園は「樹木と土に姿を変えた民主主義」の具現である”ことを前提としたシステム、つまり健全な民主政の1つの具現として公園を位置づける点で共通する。しかし、1916年の国立公園局設置法 (National Park Service Organic Act, 16 U.S.C. § 1) をはじめとする一連の国立公園法制が自然保存使命を最優先に掲げるのに対して、都市公園はオープンスペース (open space) の多目的利用を旨とした人工的な自然の場であることから自然保存使命には必ずしもなじまない。このように、自然保存使命へのスタンスという点で、都市公園システムと国立公園システムは本質的に異なる。もっとも、2010年代に入り生物多様性概念が急速に普及する中、生物多様性さらには自然資源管理に配慮した都市構想が求められつつある。オープンスペースとして制度設計されているため、自然資源管理概念が従来は十分に組み込まれてこなかった都市公園システムについても、生物多様性や自然資源管理に配慮した制度の構築が将来的には不可欠となるだろう。

#### 4. セントラルパーク再生運動とニューヨーク再生

1960年代、財政難に苦しむニューヨーク市は、セントラルパークを十分に管理できない状態に陥った。1970年代にかけて劇的に荒れ果て墮落したセントラルパークは、ニューヨーク自体の荒廃をもたらした。こうした状況を見兼ねて、19世紀のようにアメリカで最初のかつ随一の素晴らしい都市公共空間 (urban public space) としてのセントラルパークの輝きを取り戻そうと設立されたのが、セントラルパーク管理財団 (Central Park Conservancy, Inc., 以下「管理財団」と呼ぶ。第2章参照) だった。市民団体を母体として1980年に設立された管理財団は、寄付金募集キャンペーンやボランティア活動を精力的に展開し、セントラルパーク再生運動を大成功に導いた。

管理財団によるセントラルパーク再生運動は、大きく3期にわたって展開された。各期の概要は、次のとおりである。

(1) 第1期 (1986年～1990年代初め) —セントラルパーク管理財団のためのキャンペーン (Campaign for the Central Park Conservancy)

管理財団による最初の寄付金募集キャンペーンで、キャンペーン前半ではベセズダテラス (Bethesda Terrace)、グランドアーミープラザ (Grand Army Plaza)、シェイクスピアガーデン (Shakespeare Garden)、シダーヒル (Cedar Hill)、そして公園南部分が回復された。1990年代初めに主要事業の焦点は公園北端に移され、ハーレミア (Harlem Meer) が回復された。

(2) 第2期 (1990年代半ば) —ニューヨークの驚異キャンペーン (Wonder of New York Campaign)

管理財団による2度目の寄付金募集キャンペーンで、公園西側の大芝生 (Great Lawn) とノースメドウ (North Meadow) の景観が回復された。

(3) 第3期 (2005年～現在) —セントラルパークのためのキャンペーン (Campaign for Central Park)

管理財団による3度目の寄付金募集キャンペーンで、メトロポリタン美術館 (Metropolitan Museum of Art) からハーレミアまでを囲む22エーカーの湖の景観回復の財源になっている。同キャンペーンはまた、長期の運営サポートを提供する。

管理財団は設立以来、セントラルパークに総額5億5000万ドル以上を出資してきたが、そのうち3億9000万ドル以上が個人・法人・財団を含む民間財源から集められ、1億1000万ドル以上がニューヨーク市によって負担されたものだった。

寄付金募集キャンペーンに加えて、ボランティアプログラムやビジタープログラムにおいても、管理財団はアメリカ国内のみならず世界の公園システムに示唆を与えてきた。管理財団は、250エーカーの芝生、2万4000本の樹木、150エーカーの湖や小川、130エーカーの森林地帯を手入れし、球根、低木、花、樹木を含めて、年間何十万本という植林を行っている。9000のベンチ、26の球場、21の運動場を整備し、36の橋、55の彫刻やモニュメントを保存し、24時間以内に落書きを消し、年間500万ポンド以上のごみを集めている。セントラルパークの各ゾーンの庭の整備は「ガーディナー (gardener)」が担当すると共に、ニューヨーク市内の他の公園をサポートするためにガーディナーが派遣されることもある。公園内では「セントラルパーク医療隊 (Medical Unit)」というボランティアの救急医療チーム (ボランティア登録者数は約150名) が活躍するほか、ガーディナーを含めてセントラルパークの管理に関わる市民ボランティアの人数は1日あたり約100名にもなる。また、公園内の5つのビジターセンターでのビジターサービス、毎年行われる教育プログラムやレクリエーションプログラムは、子供、ティーンエイジャー、大人、家族、コミュニティー団体、学校にとって役に立つ公共プログラムとして、ニューヨーク市民から高く評価されている。

管理財団が定めた「セントラルパーク管理回復計画 (restoration management plan for the Park)」に沿って着実に実行されたセントラルパーク再生運動は、大成功を取めた。セントラルパークは世界に知られた都市公園モデルへと変貌を遂げ、セントラルパークを都会のオアシスとするニューヨークも、治安が格段に改善

されると共に住みよいメトロポリスとして見事に再生したのである。寄付金やボランティアを通じたニューヨーク市民によるセントラルパーク再生運動は、管理財団やニューヨーク市公園・レクリエーション局との協働の下、今後も続けられる見込みである。

#### 【参考文献リスト】（アルファベット順、五十音順、新旧順）

- Cornu, Marie et Fromageau, Jérôme [2004], *La forêt en France au X X I e siècle: Enjeux politiques et juridiques*, L'Harmattan.
- National Park Service, U.S. Department of the Interior [2000], *Frederick Law Olmsted National Historic Site Massachusetts*.
- Notter, A. et Polton, J.-C. [2007], *Fontainebleau, son château et sa forêt: L'INVENTION D'UN TOURISME (1820-1939)*, Éditions de la Réunion des musées nationaux.
- Polton, J.-C., *La Forêt de Fontainebleau aux origines de la protection de la nature en France*, Bulletin 2006/2 de l'Association des Amis de la Forêt de Fontainebleau, la voix de LA FORET: Numéro spécial consacré au Centenaire de l'Association 1907-2007.
- Prieur, Michel [2011], *Droit de l'environnement*, 6e édition, Dalloz.
- Zaitzevsky C. [1982], *Frederick Law Olmsted and the Boston Park System*, Belknap Press of Harvard University Press.
- 及川敬貴 [2010]『生物多様性というロジック—環境法の静かな革命』、勁草書房。
- 鹿島茂 [2010]『怪帝ナポレオン三世 第二帝政全史』、講談社学術文庫。
- 鹿島茂 [2004]『怪帝ナポレオン三世—第二帝政全史』、講談社。
- 加藤峰夫 [2008]『国立公園の法と制度』、古今書院。
- 上岡克己 [2002]『アメリカの国立公園—自然保護運動と公園政策』、築地書館。
- 環境法政策学会編 [2007]『まちづくりの課題—その評価と展望—』、商事法務。
- 佐々木邦博 [1994]「フランス地方都市の緑地の現状と政策の特色」『信州大学農学部紀要』第31巻第2号。
- 佐藤昌 [1968]『欧米公園緑地発達史』、都市計画研究所。
- 塩野宏 [2006]『行政法Ⅲ [第三版] 行政組織法』、有斐閣。
- 白幡洋三郎 [1995]『近代都市公園史の研究—欧化の系譜—』、思文閣出版。
- 鈴木光 [2007]『アメリカの国有地法と環境保全』、北海道大学出版会。
- 武田史朗・山崎亮・長濱伸貴編著 [2010]『テキスト ランドスケープデザインの歴史』、学芸出版社。
- 畠山武道・大塚直・北村喜宣 [2007]『環境法入門〈第3版〉』、日本経済新聞出版社。
- 久末弥生 [2011]『アメリカの国立公園法—協働と紛争の一世紀』、北海道大学出版会。
- 久末弥生 [2009]「フランス環境行政における自治体規律密度—ミシェル・プリユール『環境法』に沿って—」『季刊環境研究』第153号。
- 山口俊夫編 [2002]『フランス法辞典』、東京大学出版会。
- ティエリー・ランツ著、幸田礼雅訳 [2010]『ナポレオン三世』(文庫クセジュ)、白水社。

#### 参考資料リスト

- NHK DVD [2007]『四季 セントラルパーク ニューヨークの都市公園』、NHKエンタープライズ。